

# 八丈町農業委員会

## 第7回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和7年11月25日(火)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：令和7年11月25日（火） 9：00～11：00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：14名

会長	14	菊池 寛	委員	6	磯崎 典雄
会長職務代理者	13	浅沼 實	〃	7	菊池 勝男
委員	1	浅沼 博之	〃	8	菊池 みゆき
〃	2	加藤 純生	〃	9	金田 可奈利
〃	3	磯崎 正	〃	10	金田 秀彦
〃	4	伊勢崎 武二	〃	11	沖山 至
〃	5	奥山 利平	〃	12	青木 保憲

4.農業委員欠席：0名

5.農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	菊池 家司	委員	5	菊池 有梨沙
〃	2	磯崎 光宏	〃	6	奥山 光洋
〃	3	村口 知功	〃	7	浅沼 幸友
〃	4	浅沼 美和子			

6.農地利用最適化推進委員欠席：0名

7.会議録署名委員の指名： 3番 磯崎 正委員、4番 伊勢崎 武二委員

8.議事

会議日程

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく

農用地利用集積等促進計画の意見の聴取について（利用権設定）

議案第3号 非農地証明願出書の承認について

議案第4号 八丈町農業基本構想について

9. 出席事務局職員：事務局長 大澤 知史、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 篠崎 京平、奥山 万羅  
事務局 小宮山 優、西濱 智洋、佐々木 大翔

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 中村 美郷  
八丈支庁産業課農務担当 主事 西内 遼祐  
島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 遠藤 佳成  
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

会長 それでは時間となりましたので第7回総会を開催いたします。  
本日の会議録署名委員ですが、3番磯崎 正さん・4番伊勢崎 武二さんお願いします。  
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

会長 次に事務局長活動報告になります。事務局お願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

会長 それでは議案に移って参ります。  
議案第1号農地法3条の規定による許可申請についてを上程いたします。  
事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。  
令和7年11月25日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛  
番号1

- ① 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振外、面積 290㎡
  - ② 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林・現況 畑、農振区分 農振外、面積 41㎡
- 2筆合計 331㎡ 権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

申請事由は、譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況であるため、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ロベレニー

番号2

農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振外、面積 1,348㎡

権利種別 3条有償移転 譲渡人 ●●●●

申請事由は、譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況であるため、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●● 譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ユーカリ

番号3

農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内、面積 692㎡

権利種別 3条有償移転 譲渡人 ●●●●

申請事由は、譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況であるため、農地を譲り渡す。譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。作付予定作物 野菜

番号4

農地の所在 大字●●●●番、登記 山林・現況 畑、農振区分 農振内、面積 447㎡

権利種別 3条有償移転 譲渡人 ●●●●

申請事由は、譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況であるため、農地を譲り渡す。譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。作付予定作物 野菜・イモ類

番号5

農地の所在 大字●●●●番、登記 畑・現況 畑、農振区分 農振内、面積 302㎡

権利種別 3条有償移転 譲渡人 ●●●●

申請事由は、譲渡人は自身が職業上の理由により、耕作する見込みがない状況であるため、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。作付予定作物 野菜

続いて場所の説明に移ります。資料2ページをご覧ください。

番号1 農地は、三根駐在所より都道神湊八重根港線を三根公民館方面へ約200m進み右折、約200m進みY字路を右折、約100m進み右折、そこから道なりに約80m進み右折、南東方向に約10m進んだ場所になります。

3ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料4ページをご覧ください。

番号2 農地は、バス停老人ホーム前より都道八丈循環線を八丈高校方面へ約280m進み左折、そこから道なりに約40m進んだ右側の場所になります。

5ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料6ページをご覧ください。

番号3 農地は、八重根船客待合所より都道神湊八重根港線を大賀郷公民館方面へ約540m進み

左折、約 70m 進み Y 字路を左折、そこから道なりに約 50m 進んだ左側の場所になります。

7 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料 8 ページをご覧ください。

番号 4 農地は、八重根船客待合所より都道神湊八重根港線を大賀郷公民館方面へ約 260m 進み左折、約 100m 進み左折、そこから道なりに約 40m 進んだ右側の場所になります。

9 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料 10 ページをご覧ください。

番号 5 農地は、中之郷公民館より都道八丈循環線を末吉方面へ約 50m 進み右折、約 250m 進み右折、そこから道なりに約 50m 進んだ左側の場所になります。

11 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

最後に許可要件について説明します。

番号 1 農地の●●●●さんについては、現在、漁師をしていますが休みの日等には所有するほかの農地で奥様と共にロベを栽培しております。農地については、譲受人の自宅に隣接した土地で、すでにロベが植えられている状況であり、農地取得後は、引き続きロベレニ一の栽培をしていく予定とのことで全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていきたいとのことですので問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても聞き取りを行い確認していますので問題ありません。従事者の配置状況については所有している農地が全て島内ですので問題ありません。

番号 2 農地の●●●●さんについては、認定農業者であり、農地については、すでにユーカーリが植えられきれいに管理されている状況であり、農地取得後は、引き続きユーカーリの栽培をしていく予定とのことで全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていきたいとのことですので問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても聞き取りを行い確認していますので問題ありません。従事者の配置状況については所有している農地が全て島内ですので問題ありません。

番号 3 農地の●●●●さんについては、認定農業者、農地については、自宅に隣接した農地であり、平坦な土地であるため、草刈すればすぐに使える状況です。農地取得後は、野菜などの栽培をしていく予定とのことで全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていきたいとのことですので問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても聞き取りを行い確認していますので問題ありません。従事者の配置状況については所有している農地が全て島内ですので問題ありません。

番号 4 農地の●●●●さんについては、認定農業者であり、農地については、やや雑木等がありますが、譲受人が所有する野菜を栽培している農地と隣接しており、農地取得後は、開墾し野菜類の栽培をしていく予定とのことで全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていきたいとのことですので問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても聞き取りを行い確認していますので問題ありません。従事者の配置状況については所有している農地が全て島内ですので問題ありません。

番号5農地の●●●●さんについては、普段、中之郷で飲食店を経営しており、農作業についてはあまり経験がないとのことですが、今回農地と隣接する家も合わせて購入するとのこと、農地取得後は、周囲の方々に教わりながら野菜等の栽培をしていく予定とのこと、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていきたいとのことですので問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても聞き取りを行い確認していますので問題ありません。従事者の配置状況については他に農地を所有していないので問題ありません。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺う前に利害関係者がいますので、推進委員5番 菊池 有梨沙さん、あと私自身の案件もありますので、退席をさせていただきます。この先の進行に関しては、職務代理者である浅沼 實委員お願いいたします。  
《会長退席》

職代 会長に代わりまして、議事進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。  
質疑は全ての説明が終わり次第受け付けます。それでは三根地域より意見を伺って参りたいと思います。推進委員4番 浅沼 美和子さんお願いします。

推委4番 既にロベが植わっており、家の目の前という所で、奥さんも一緒に行うと言う事で問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

職代 続いて、農業委員1番 浅沼 博之さんお願いします。

農委1番 事務局と推進委員と現地確認してきました。ロベも綺麗に手入れしておりましたので、何も問題ないと思います。

職代 続いて大賀郷地域にうつります。番号2、3、4と分かれておりますが、まとめて説明をお願いします。大賀郷地域 推進委員6番 奥山 光洋さん説明願います。

推委6 事務局と農業委員と確認してきました。番号2についてはユーカリが既に植わっており、綺麗に管理されておりました。それを譲り受けるという事で良い事と思います。続いて番号3家の隣の畑という事で、草は少々生えておりますが、トラクター等かければ直ぐに使える状態でした。番号4については、奥の畑についても●●●●さんが借りているという所で、野菜が植えられており、手前の畑についてもすぐに利用できる状態でした。以上よろしくお願いいたします。

職代 続きまして、農業委員7番 菊池 勝男さんお願いします。

農委7 家庭の事情等もあるし、実際に譲渡人は耕作する見込みがなく、また譲受人がしっかりとした農業者であるため、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

職代 続きまして、中之郷地域より推進委員1番 菊池 家司さんお願いいたします。  
推委1 農業委員と事務局と現地確認してきました。草は生えておりますが、少し手を入れればすぐに使える状況であります。また家の隣という事で大変よろしいと思います。お願いいたします。

職代 続きまして、農業委員9番 金田 可奈利さんお願いします。

農委9 事務局と推進委員と見て参りました。事務局と推進委員の説明のとおりで、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

職代 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか？

〈質疑なし〉

本件について、ご異議ございませんか？

〈異議なしの声多数〉

異議なしと認め、本件は許可とします。退席者の入室を許可します。

会長が戻りましたので、私も戻らせていただきます。ありがとうございました。

議長 続いて、議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく

農用地利用集積等促進計画の意見の聴取についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく

農用地利用集積等促進計画の意見の聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律19条第1項の規定により、

下記農用地利用集積等促進計画の提出について意見を求める。

令和7年11月25日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛

番号1

農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑

農振区分 農用内、面積 8,142 m<sup>2</sup>、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●● 利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 観葉鉢物、期間 10年間、賃借料は年間10万円となります。

番号2

農地の所在 大字●●●●番、登記 山林・現況 畑

農振区分 農用内、面積 9,878 m<sup>2</sup>、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●● 利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 10年間、賃借料は無償となります。

続いて、場所の説明にうつります。資料2ページをご覧ください。

番号1農地は、神沢農道入口より神沢農道を永郷方面へ約700m進んだ左側の場所になります。

3ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料4 ページをご覧ください。

番号2 農地は、えこ・あぐりまーと駐車場より都道方面へ約480m進み左折、約680m進み左折、そこから道なりに約140m進んだ左側の場所になります。

5 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

最後に確認事項ですが、番号1の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、認定農業者であり、農地については現在ロベが高木化するなど、荒れている状況ですが、再生事業を活用し鉢物の原木養生を行っていくとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので問題ありません。従事者の配置状況についても管理する農地が全て島内ですので、問題ありません。番号2の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、八丈町担い手研修センターの9期生で現在研修センターに入所しております。農地については先ほどの報告であげさせていただいた通り、現在、●●●●さんが利用権を結んでいる土地であり、山村離島振興施設整備事業にて令和4年度にロベネットハウスも整備しております。そのため、収穫もすぐに始められる状況であり、権利取得後も引き継いでロベの栽培を行っていくとのことで全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので問題ありません。従事者の配置状況については他に農地を所有していないため、問題ありません。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。地域の農業委員、推進委員の意見を聞く前に本件についても、私が利害関係者になるため、再び職務代理者の浅沼 實委員に議事進行をお願いしたいと思います。《会長退席》

職代 会長に代わり再び議事進行をいたします。よろしく申し上げます。三根地域より意見を伺って参りたいと思います。  
三根地域より推進委員4番 浅沼 美和子さん申し上げます。

推委4 補助事業を活用し、開墾を行うということです。面積が大変広いですが、プロフェッショナルな方なので、何も問題ないと思います。よろしく申し上げます。

職代 続けて、農業委員1番 浅沼 博之さん申し上げます。

農委1 事務局と推進委員と農地を確認してきました。推進委員が言うように東京都の補助事業を活用するということです。農地は緩やかな傾斜地になっており、良い鉢置き場になりそうです。よろしく申し上げます。

職代 続いて、中之郷地域より推進委員1番 菊池 家司さん説明願います。

推委1 当農地はロベ畑であり、木が生い茂った中に施設もあります。環境は非常に良く、高木もロベもあるが、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

- 職代 続いて、農業委員 9 番 金田 可奈利さん説明願います。
- 農委 9 現地確認してまいりました。こちら事務局と推進委員の説明のとおりです。  
広い農地になりますが、綺麗に管理されているので問題ありません。
- 職代 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか？  
《質疑なし》
- 職代 採決に入りたいと思います。本件についてご異議ございませんか？  
《異議なしの声多数》  
異議なしと認め、本件は許可といたします。  
退出者の入室を許可します。  
《会長入室》  
これにて会長に議事進行を戻します。ありがとうございました。
- 議長 議案第 3 号 非農地証明願出書の承認についてを上程いたします。  
事務局より説明願います。
- 事務局 議案第 3 号 非農地証明願出書の承認について 下記の所有者より  
非農地証明願出がありましたので、意見を求める。  
令和 7 年 11 月 25 日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛  
番号 1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 宅地、農振区分 農振外、面積 305  
㎡  
内容は非農地証明願出の提出によるものとなります。  
所有者氏名 ●●●●  
非農地の事由としましては、対象地は 20 年以上前から建物が建設されている状況である。転用  
許可申請をしないまま現状に至ってしまっているため、地目変更手続きに至れるよう、今回非  
農地証明を願出することとした。  
本案件については、航空写真により、平成 13 年時点ですでに建物が建っているのを確認済みで  
す。非農地取扱区分は宅地化 20 年超によるものであります。  
続いて、場所の説明に移ります。資料 2 ページをご覧ください。  
番号 1 農地はバス停東畑より東畑信号交差点方面へ約 70m 進み左折、そこから道なりに約 250  
m 進んだ左側の場所になります。  
3 ページ目に農地図がございますので周辺環境等をご確認ください。  
今回の申請地については、農業委員、推進委員、事務局で現地調査を行いました。  
番号 1 農地については、建物が建設されており、その周辺は駐車場として利用されています。  
規模を踏まえても、今後農地としての利用は困難な状況であるため、非農地としても問題はな  
いと思われま。それでは、ご意見をよろしく願います。

- 議長 説明が終わりました。地域の農業委員、推進委員より説明を求めます。  
三根地域より推進委員 4 番 浅沼 美和子さん説明願います。
- 推委 4 はい。建物が建ってからかなりの時間が経過っており、敷地内は駐車場にもなっており、今後は農地としての利用は難しいと思います。よろしく願います。
- 議長 続いて農業委員 1 番 浅沼 博之さん説明願います。
- 農委 1 はい。建物も建っていますし、飲食店の駐車場にもなっているので、畑として活用するのは難しいと思います。よろしく願います。
- 議長 説明が終わりました。質疑にうつりたいと思います。質疑ございませんか？  
《質疑なし》  
採決に入りたいと思います。本件についてご異議ございませんか？  
《異議なしの声多数》  
異議ないものと認め、本件については可といたします。
- 議長 議案第 4 号 八丈町農業基本構想についてを上程いたします。  
事務局より説明願います。
- 事務局 議案第 4 号 八丈町農業基本構想について  
八丈町農業基本構想案を作成しましたので、委員の皆様にご意見を頂戴したく、議案としてあげさせていただきました。  
まず、八丈町農業基本構想について説明いたします。基本構想とは、2 ページ目に条文が記載されていますが、農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が作成する基本方針に即して、市町村が定めるものとなり、町の農業施策の推進において、農業が職業として選択し得る魅力ややりがいのあるものとなるよう、概ね 10 年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的として定められております。  
町の基本構想は前回、平成 27 年度に今年度目標年度として改正を行っています。そのため、来年度から 10 年後の基本構想を今年度末までに作成する必要があります。  
基本構想の変更にあたっては、農業委員会や農協など関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることとされており、その一つとして、今回ご意見をお伺いしたく、議案として今回の総会の場をお借りいたしました。  
今年度の改正については、全改正となるため、記載内容をご確認いただき、ご意見等を誠に勝手ではございますが、来月 19 日までに小宮山までいただければと思います。  
今後のスケジュールについてですが、本日は農業委員会で、来月 5 日には担い手協議会で改正案を提示し、それぞれ来月の 19 日までに、意見の提出をお願いしています。  
その後、意見を踏まえて改めて内容を修正した後、最終的な案を 2 月の農業委員会総会、農協理事会でご確認いただき、承認されたものをもって 3 月上旬に東京都へ変更協議を行い、都か

ら同意を得たうえで公告するといった流れになります。

今回の資料としましては、基本構想についての説明、基本構想案、現行の基本構想との対照表、意見書を添付させていただいております。

本来であれば、全文読み上げて一項目ずつ確認していきたいところですが、時間も限られているため、申し訳ありませんが読み上げについては省略させていただき、お忙しいところ恐縮ですが各自で内容をご確認いただいたうえで質問等がございましたら、小宮山までご連絡ください。また、ご意見等については、一緒に添付しております意見書に記入させていただき、来月19日までに小宮山までご提出していただきますようお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑ある方いらっしゃいますか？

〈質疑なし〉

本件については意見がある方は12月19日までに提出していただきますようお願いいたします。